

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／別添資料【共通編】）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
1	要求水準書 【共通編】 別添資料編 資料3									要求水準書別添資料【共通編】資料3に表されている事業敷地について地番で示したものを提供ください。	事業敷地の地番については、別添資料④をご確認ください。
2	要求水準書 【共通編】 別添資料編 資料3									線形平面図に記載のある断面資料を提供ください。	四条1号墳のうち建物建設不可範囲を含むCADデータは別途貸与します。
3	要求水準書 【共通編】 資料4								道路台帳の最新性・占用物件情報	道路台帳について、事業区域に接続する既存道路の占用物件（電柱、水道・ガス管等）の位置情報を含む最新版が提供されるか、また占用者との事前協議は県・市が主導するのか、事業者が個別に行うのか、役割分担をご教示ください。	既存道路の占用物件情報（最新版）の提供については、現在公表している「資料4_道路台帳」が、現時点で管理者が保有している最新の情報となります。電柱、水道・ガス管等の各占用物件の詳細な状況等については、資料提供は予定しておりません。また、管理者との事前協議については、原則として事業者が主導し、個別に実施していただきます。
4	要求水準書 【共通編】 資料7	1, 2							既存水路及び雨水幹線の位置・諸元	計画区域及びその周辺に位置する既存水路及び雨水幹線について、平面位置、断面寸法、構造形式、材質、流下方向、縦断勾配、管底高、接続状況、放流先及び管理者等が確認できる資料をご提示いただけますでしょうか。	計画区域およびその周辺における既存水路ならびに雨水幹線の情報につきましては、現時点で管理者が保有・提示可能な資料として「資料7 雨水系統図の現況（参考）」を公表しております。この資料はあくまで参考資料であり事業者の責任および負担において現地調査等（測量・試掘等）を実施ください。
5	要求水準書 【共通編】 資料7	1, 2							浸水・冠水及び排水不良	既存水路及び雨水幹線の周辺等における浸水、冠水、越水、溢水又は排水不良の履歴について、把握されている資料があればご提示いただけますでしょうか。	既存水路及び雨水幹線の周辺等に関する排水不良等の履歴については、把握しているものはございません。
6	要求水準書 【共通編】 資料7	1, 2							工事中の排水機能確保	既存水路及び雨水幹線の近接又は交差箇所で行う場合、工事期間中も排水機能を確保するための仮排水、仮設管、切回し、通水確保及び降雨時の緊急対応等について、想定される条件をご教示ください。	現時点で想定される工事期間中の排水機能の確保等に関する具体的な施工条件および運用等については、以下のとおりとします。 ①工事期間中においても、既存水路および雨水幹線の排水機能を損なわないよう、事業者の責任と負担において必要な仮排水・仮設管・切回し等の対策を計画・施工してください。 ②仮排水や切回し等の具体的な構造、工法、通水断面の確保、施工時期および降雨時の緊急連絡体制等については、該当する水路・雨水幹線の管理者と事前に協議を行い、承諾を得た上で施工していただくこととなります。 ③大雨警報発令時や局地的な豪雨等の緊急時において、周辺地域への浸水被害を生じさせないよう、緊急連絡網の整備を含め計画を策定し、適切に運用してください。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／別添資料【共通編】）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
7	要求水準書 【共通編】 資料7	1							現況排水系統の把握方法について	共通編資料7について、「現地で確認をお願いします」とされていますが、道路、駅前広場、ロータリー等の排水計画を適切に検討するためには、既存の側溝、集水桝、排水管、管径、管底高、流下方向及び放流先等をできるだけ正確に把握することが重要と考えます。提案者による現地確認に加え、発注者において既存資料の整理や必要な測量・調査を実施し、その成果を共有いただける場合には、共通の前提条件に基づく検討が可能となり、提案内容の精度向上及び検討の効率化につながるものと考えます。提供可能な既存資料及び今後の測量・調査の予定についてご教示ください。提案者による調査が必要となる場合は、想定される調査範囲についてもお示しいただけますと幸いです。	計画区域およびその周辺における既存水路ならびに雨水幹線の情報については、現時点で管理者が保有・提示可能な資料として「資料7 雨水系統図の現況（参考）」を公表しております。また、新たに現地調査を実施し、その成果資料を提示する予定はありません。 事業者による調査および想定範囲については、事業者が計画する配置案や排水計画の範囲に応じ、提案者において適切に設定・判断してください。
8	要求水準書 【共通編】 資料8	4							本事業の土地の利用条件（セキュリティの考え方）	屋外バックヤードの入口（西側）は「常時閉鎖」としているのに対し、屋外バックヤードの入口（南側）は「必要に応じて閉鎖」としている理由を教えてください。	屋外バックヤードの入口は南側を想定しており、「必要に応じて閉鎖」としている理由は、安全管理上、夜間や閉館時に閉鎖することを想定しています。なお、入口（西側）は「常時閉鎖、安全対策を行いながら利用」としていますが、入口（西側）をバックヤードの出入り口として利用する場合の条件です。
9	要求水準書 【共通編】 別添資料編 資料8								本事業の土地利用条件	樺原市の開発指導要綱で求められる開発公園を設ける必要はありますか？東側エリアは市道で敷地が分断されることが想定されますが、分断された、それぞれの土地で開発公園を設ける必要がありますか？	都市計画法第29条に基づく開発許可申請が必要である場合は、県開発担当課と協議を行い県審査基準を基に公園等の設置の有無が判断されます。設置が必要と判断された場合は、樺原市は「樺原市開発指導要綱」を基に事前協議を実施します。公園等をそれぞれの土地で設置する必要があるかについても同様となります。
10	要求水準書 【共通編】 別添資料編 資料8	全							—	資料8に示された配置図（駅前広場、アリーナ広場、屋外バックヤード、駐車場、駐輪場等の位置）は、提案においてどの程度まで遵守が必須条件か、その拘束力について明示可能な範囲でご教示ください。	資料8に示した配置図等については、各施設の配置や具体的な形状・境界等を変更することは可能です。ただし、提案にあたっては、要求水準書に規定する各種条件を満たすことが前提となります。
11	要求水準書 【共通編】 別添資料編 資料8	1							駐車場	「100台程度」の内訳（一般用/障がい者用/EV充電スペース/観光バス等）の条件がありましたら、ご教示ください。	障がい者用（車椅子使用者用等）駐車場については、「バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」や「奈良県福祉のまちづくり条例」等の関係法令・基準に基づき、必要な設置台数を満たすよう適切に確保・配置してください。その他の条件は、事業者からの提案とします。
12	要求水準書 【共通編】 別添資料編 資料8	1							駐車場	西側エリアの駐車場について、立体駐車場の可否をご教示ください。	駐車場の構造については、事業者からの提案とします。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／別添資料【共通編】）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
13	要求水準書 【共通編】 別添資料編 資料8	2							アリーナ及び 周辺空間	救急搬送動線の具体的な要件（幅員、回転半径等）をご教示ください。	救急搬送動線（有効幅員、最小回転半径等）につきましては、特定の固定数値を指定するものではありません。高規格救急車等の救急車両が安全かつ円滑に進入・横付けおよび転回できる動線計画を計画・提案してください。
14	要求水準書 【共通編】 別添資料編 資料8	2							アリーナ及び 周辺空間	救急搬送動線について、敷地内に医大附属病院への車両動線の確保は必要でしょうか。	アリーナ及び周辺空間から事業区域内を通過して附属病院への車両動線については、想定しておりません。
15	要求水準書 【共通編】 別紙8								セキュリティの考え方	図中の青実線（メイン・サブアリーナ）について、「原則車両は特定事業施設の利用時間内のみ開放とする。歩行者は常時開放する。」とありますが、「歩行者は常時開放する」とは、利用時間外も開放することでしょうか？	以下のとおり修正いたします。 原則、特定事業施設の利用時間内のみ開放とする
16	要求水準書 【共通編】 資料9								交通計画作成上の留意点	将来的な「路線バス流入」を見込むとのことですが、バス専用レーン等の設置や、バス停の場所・数について、現時点で想定される大枠の計画はありますでしょうか。	路線バスについては、現時点で具体的な想定はございません。
17	要求水準書 【共通編】 資料9								交通計画作成上の留意点	「事前に警察協議を行ったうえで」とありますが、警察協議の窓口は事業者単独で行うのでしょうか。県や市が同席し、行政主導での調整枠組みを用意していただくようお願いいたします。	資料9は、これまでに警察と協議を行なった結果をまとめたものです。今後の協議については、原則として事業者が主体となって協議を行うこととする。 事業者は提案内容に応じて必要な検討を行ったうえで提案を行うものとし、事業契約締結後の設計業務において、関係機関との協議を適切に実施してください。
18	要求水準書 【共通編】 資料9	1							交通計画作成上の留意点	南側進入路について、「するなどの対策により右折可となイベント開催時、関係者車両はガードマンを配置する可能性があるため、必要に応じ警察協議が必要」との記載がありますが、一部文言に誤字があるように見受けられます。	以下のとおり修正します。 イベント開催時、関係者車両はガードマンを配置するなどの対策により右折可となる可能性があるため、必要に応じ警察協議が必要
19	要求水準書 【共通編】 資料9	1							交差点の制御方式	資料9では、同資料に示された進入位置・交差点に新たな信号機を設置できないことが示されています。このため、資料9に示された各接続部は、原則として無信号交差点又は無信号の車両出入口として計画するとの理解でよいでしょうか。また、既設信号交差点との一体的な交通処理を前提とする接続部、その他警察等との既往協議により制御方式が定められている箇所がある場合はご教示ください。	信号機の設置についてはご理解のとおりです。 また、現時点で警察等との既往協議によって特定の接続部に対し「既設信号交差点との連動制御」等の特定の制御方式が義務付けられている箇所はございません。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／別添資料【共通編】）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
20	要求水準書 【共通編】 資料9	1							将来方向別交通量等の提供・設定方法	資料9では、交差点容量計算及び滞留長検討を行うこととされています。共通編資料14及び資料15には日交通量、駅利用者数、発生集中交通量等の参考値が示されていますが、各交差点のピーク時方向別交通量は確認できません。入札公告時に示される共通編資料17「交通量調査」には、提案時の交通解析に用いる現況及び将来のピーク時方向別交通量、車種構成、歩行者・自転車交通量並びに信号現示等が含まれるとの理解でよいでしょうか。また、将来方向別交通量等が示されない場合は、資料14、資料15及び資料17を基に、計画目標年次、時間係数、方向率、車種構成及び開発交通量の配分等を事業者が設定するとの理解でよいでしょうか。	入札公告時に提示を予定している「資料17 交通量調査」は、交差点を通過する車種別（4車種分類）、二輪車、歩行者及び自転車・方向別の交通量を収録する予定です。また、将来方向別交通量等については、事業者の責任において合理的な条件・パラメータを設定および推計の上、提案を行ってください。
21	要求水準書 【共通編】 資料9	1							交差点形式、右左折車線及び滞留長	資料9に示された進入・退出方向、新規信号機を設置しない条件並びに交差点容量計算及び滞留長検討の実施を前提として、各接続部の交差点形式、右左折車線の要否及び滞留長は、将来交通量、安全性及び周辺道路への影響等を踏まえて事業者が設定するとの理解でよいでしょうか。また、道路管理者又は警察等との既往協議により、提案時に前提とすべき交差点形式、付加車線又は滞留長が定められている箇所がある場合はご教示ください。	資料9に示されている基本条件及び入札公告時に提示を予定している「資料17 交通量調査」等をもとに、事業者の責任において設定してください。また、現時点で道路管理者（県・市）および警察等との既往協議により、提案の前提として一律に指定・義務付けられている特定の交差点形式、付加車線（右左折レーン）の仕様、または最小滞留長等はありません。
22	要求水準書 【共通編】 別添資料編 資料9	1							交通計画作成上の留意点	交通計画に求めること（要求水準）において、「[東側エリア]にメインロータリーを整備するとともに、将来的に路線バス流入を見込んだ計画とすること。」とありますが、将来的な路線バスの流出入ルートの見込みをご教示ください。	路線バスについては、現時点で具体的な想定はございません。
23	要求水準書 【共通編】 別添資料編 資料9								交通計画	資料9に示された車両出入口の制約等について、警察協議の実施内容をお示しいただきたいです。提案段階での交差点容量や滞留長検討、警察協議は事業者が行うのか、県が事前の枠組みを整えるのか、明確化いただきたいです。	資料9は、これまでに警察と協議を行なった結果をまとめたものです。今後の協議については、原則として事業者が主体となって協議を行うこととする。事業者は提案内容に応じて必要な検討を行ったうえで提案を行うものとし、事業契約締結後の設計業務において、関係機関との協議を適切に実施してください。
24	要求水準書 【共通編】 別添資料編 資料9								交通計画	資料9に指定された位置以外で、切り下げを設けることは可能でしょうか？	資料9に示す内容以外の提案については、関係機関との事前調整が必要になります。
25	要求水準書 【共通編】 別添資料編 資料9								交通計画	路線バス流入を見込んだ計画とする要求水準となっていますが、どの系統の路線バスが駅前広場に停留することを想定されているか、お示しいただきたいです。	路線バスについては、現時点で具体的な想定はございません。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／別添資料【共通編】）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
26	要求水準書 【共通編】 別添資料編 資料9								交通計画	高架下の大型車両の通行は不可とのことですが、資料15の5-73で示される通り、バイパスの橋脚が張り出しており、通行ができないものと理解しますが、同じく資料15後段の土地利用計画図に示される通り、側道の線形を改良すれば、バスやトラック等の大型車両の通行は可能と判断してよろしいですか？必要な場合、側道の線形の改良を提案してもよろしいでしょうか？	側道の線形改良等については、関係機関との協議・調整・道路構造令等の関係法令を遵守することが可能であれば、バスやトラック等の大型車両の通行を考慮した計画・提案は可能です。 また、本事業のサービス購入料に含めることや別途の公金負担を求めることは認められません。
27	要求水準書 【共通編】 別添資料編 資料9	4	第2	1	(6)				交通計画	別添資料【共通編】資料9本事業の交通計画方針にある接道部や敷地内に交差点が発生する場合、信号等の設置は可能か	「資料9_本事業の交通計画方針」に示す内容以外の提案については、関係機関との事前調整により設置の有無の判断が必要になります。 また、要求水準以外の内容については、事業者による事業負担となる可能性があります。
28	要求水準書 【共通編】 別添資料編 資料9	4	第2	1	(6)				交通計画	別添資料【共通編】資料9本事業の交通計画方針に示されるように高架下、側道の大型車両通行不可とあるが何トン車から通行不可なのでしょう。	通行不可の理由については、車両の重量そのものによる制限ではなく、橋脚の張り出しにより、車両サイズに影響するものです。 そのため、別添資料【共通編】資料9本事業の交通計画方針の高架下道路（東側エリア）【規制・利用制限等】については、以下とおり修正いたします。 ・計画地を退出した後に高架下を通過する必要があり、橋脚には張り出しがあるため、車両高さや幅に留意すること
29	要求水準書 【共通編】 資料9								本事業の交通計画方針	南側進入路（西側エリア）の【協議】の箇所について、誤字が見受けられますので訂正をお願いいたします。	以下のとおり修正いたします。 イベント開催時、関係者車両はガードマンを配置するなどの対策により右折可となる可能性があるため、必要に応じ警察協議が必要
30	要求水準書 【共通編】 資料9								本事業の交通計画方針	計画地周辺の道路への信号の設置についてですが、西側接続道路及び南側進入路②（東側エリア）には、信号設置は不可との見解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	要求水準書 【共通編】 別添資料編 資料13								新駅の整備内容及びスケジュール	新駅の整備内容・スケジュール（資料13）は入札公告時提示予定とのことですが、附属事業（駅前広場・アクセス道路）は新駅工事と一体不可分です。新駅・自由通路のCADデータ・工程・引渡条件や工事区分等を、入札公告前に開示いただきたいです。	新駅・自由通路の概略設計のCADデータ・工程・引渡条件も含め入札公告時に示します。
32	要求水準書 【共通編】 別添資料編 資料14								駅利用者の需要予測	資料14の駅乗降人員予測は、アリーナのイベント時来場者ピークを織り込んでいない前提と理解します。附属事業の駐車場・駅前広場計画にあたり、アリーナ満席時（イベント日）の来場・アクセス需要の県想定値をお示しいただきたいです。	附属事業に駐車場は求めていません。 ご理解のとおり新駅の乗降人員予測には、アリーナ来場者を見込んでおりません。また、来場・アクセス需要の想定値もございません。そのため、要求水準として、大会・イベント時は、新駅へ歩行者が集中しないよう特定事業施設及び民間提案施設を有効に活用し、人流を安全に滞留させる計画とすることを求めています。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／別添資料【共通編】）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
33	要求水準書 【共通編】 別添資料編 資料15								仮設駐車場	資料15に記載の仮設駐車場（第1期整備）の設置義務・規模・存置期間が附属事業に課されますか。医大駐車場・まちづくり事業との工事幅轆を踏まえ、県想定を明確化いただきたいです。	附属事業に駐車場は求めています。 附属病院駐車場を含む、まちづくり事業用地のローリングイメージについては、「【まちづくり事業編】資料2_まちづくり事業用地ローリングイメージ図」を入札公告時に示します。
34	要求水準書 【共通編】 別添資料編 資料15	5. 3. 7							駅前広場の規模	資料15に、駅前広場の各種バースの台数についての記載があります。資料15はアリーナの建設を前提としない計算ですが、今回の提案ではアリーナがある前提で改めて計算し直し、数量を提示する必要がありますか？バスについては、路線バスの停留所としてどの系統が停車するかお示しいただくか、台数を指定いただく必要があると考えます。	駅前広場の各バースの台数の指定は行いません。資料15に示す車種・台数等は提案時の最低要求台数ではなく、最新の需要予測、運行条件及び関係機関との協議を踏まえ、事業者が必要台数を設定するための参考値としてください。 提案では、入札説明書等に基づく事業者の事業計画に沿った駅前広場の提案を行ってください。
35	要求水準書 【共通編】 別添資料編 資料15	5-67							アクセス道路	資料15の5-67に、アクセス道路の幅員について記載ありますが、車道・歩道共にこちらに通りの幅員とする必要がありますか？	資料15については、要求事項（必須事項）に記載したものではありません。資料15作成時の前提条件等が現在とは異なりますので附属事業施設等を検討する際の参考としてください。
36	要求水準書 【共通編】 資料15	5-67 ～ 5-69							アクセス道路の種級及び標準断面の位置付け	資料15では、令和5年度時点の参考検討として、東西アクセス道路を第4種第3級、車道有効幅員3.0m、路側帯0.5m、歩道有効幅員3.5m及び施設帯0.5mとしています。一方、同資料は、前提条件等が現在と異なるため参考とされています。これらの種級及び標準断面は必須条件ではなく、要求水準書並びに共通編資料8・9を満足した上で、最新の交通需要、道路管理者との協議及び関係基準に基づき、事業者が道路構造を設定するための参考値との理解でよいでしょうか。	資料15に示す種級及び標準断面は必須条件ではなく、要求水準書並びに共通編資料8・9を満足した上で、最新の交通需要、道路管理者との協議及び関係基準に基づき、事業者が道路構造を設定するための参考値としてください。
37	要求水準書 【特定事業・附属事業編】資料15	70							駅前広場	添付資料【共通編】資料15、5-70に記載されている施設規模の数量を想定すればよいか	資料15については、要求事項（必須事項）に記載したものではありません。資料15作成時の前提条件等が現在とは異なりますので附属事業施設等を検討する際の参考としてください。
38	要求水準書 【特定事業・附属事業編】資料15	73							医大への通り抜け道路	バイパスの橋脚が側道まで張り出しており現状では路線バス等の通行ができない。と記載があり、合わせて側道形状の変更を含めた軌跡が示されている（5-74）が、このような医大敷地の変更予定はあるのでしょうか。	敷地の変更予定はございません。 側道の線形改良等については、関係機関との協議・調整・道路構造令等の関係法令を遵守することが可能であれば、バスやトラック等の大型車両の通行を考慮した計画・提案は可能です。
39	要求水準書 【共通編】 資料16	5-41 ～ 5-52							駅前広場のバース数の位置付け	資料15では、令和5年度時点の参考検討として、東側駅前広場にバス2バース、タクシー乗降場1台、一般車乗降場2台（障がい者用1台を含む。）等が示されています。これらの台数は提案時の最低要求台数ではなく、最新の需要予測、運行条件及び関係機関との協議を踏まえ、事業者が必要台数を設定するための参考値との理解でよいでしょうか。	資料15に示す車種・台数等は提案時の最低要求台数ではなく、最新の需要予測、運行条件及び関係機関との協議を踏まえ、事業者が必要台数を設定するための参考値としてください。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／別添資料【共通編】）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
40	要求水準書 【共通編】 別添資料編 資料17								交通量調査	交通量調査（資料17）は入札公告時提示予定のようですが、附属事業や街づくり事業の駐車場の計画において、交通量調査データは非常に重要です。データを入札公告前に開示いただきたいです。	「資料17 交通量調査結果」については、入札公告時に示します。
41	要求水準書 【共通編】 別添資料編 資料17								交通量調査	交通量調査の内容に関して、ご教示ください。調査箇所は何か所程度でしょうか。調査は自動車のみでしょうか？	調査内容は、調査対象の交差点（4箇所）に対し、交差点を通過する車種別（4車種分類）、二輪車、歩行者及び自転車・方向別の交通量、を計測しています。また、交差点の流入路別に、滞留長、渋滞長、通過時間、信号待ち回数を計測しています。
42	要求水準書 【共通編】 資料17									交通量調査(入札公告時に示す)について、調査された時期をご教示ください。	平日調査は、令和 8 年 6 月 22 日（月）7:00～19:00（12 時間）、休日調査は、令和 8 年 7 月 11 日（土）7:00～19:00（12 時間）です。